# 銀行 API パートナープログラム利用規約

銀行 API パートナープログラム利用規約(以下、「本規約」といいます)は、GMO あおぞらネット銀行(以下、「当社」といいます)が組込型金融の導入促進を目指すために提供する「銀行 API パートナープログラム」の利用条件を定めるものです。

#### 第1条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりです。

- (1)「銀行 API パートナープログラム」とは、銀行 API や組込型金融の活用による新規ビジネス創出や業務 DX を希望する事業者のサービスやプロダクト開発を行う開発企業を支援することを目的として実施するプログラム(以下、「本プログラム」といいます)をいいます。
- (2)「開発企業」とは、銀行 API をはじめとする組込型金融を活用した新規ビジネス創出や業務 DX を開発面から支援する本プログラムの登録を申し込み、当社が承認した本プログラムの利用企業をいいます。
- (3)「事業者」とは、開発企業の支援を受けて、自社のビジネスやサービスに、銀行 API や専用支店、専用カードなどの銀行機能パーツを組み込み、業務 DX や新たなビジネス・サービスの創造を目指す事業会社をいいます。
- (4)「銀行 API パートナー」とは、本プログラムの登録を申し込み、当社が承認した開発企業の対外的呼称をいいます。

### 第2条(適用の範囲)

本規約は、開発企業と当社との間における、本プログラムの登録にかかる初期審査から以降 の諸手続、および本プログラム利用に関わるすべての内容に適用されます。

## 第3条(本プログラムの概要)

- (1) 本プログラムに利用登録した開発企業は、当社所定の Web サイト上にて「銀行 API パートナー」として掲載されます。
- (2) 開発企業は、当社所定の Web サイト上に、開発企業が提供するサービスに関する情報 や会社概要など、当社が認めた Web ページへのリンクを設置することができます。
- (3) 開発企業は、本プログラムの「銀行 API パートナー」との呼称を開発企業の名刺や会社 概要、Web サイト、メディアなどの各種媒体において記載することができるものとします。ただし、当社が不適当と認めた場合には、記載を削除するものとします。
- (4) 本プログラムの利用は無償です。

### 第4条(利用登録の条件)

本プログラムの利用登録ができるのは、次の基準をすべて満たす法人に限ります。

- (1) 当社の法人口座をお持ちであること
- (2) 開発サービス提供者として、ご提示可能なシステムやアプリケーションの開発実績が 2 サービス以上あること
- (3) 当社と銀行 API 接続にかかる契約(以下「API 接続契約」といいます)を締結しており、当社銀行 API を活用したプロダクト開発の実績があること
- (4) 本規約または当社が定める他の約款に違反したことがないこと

### 第5条(利用登録の手続)

- 1. 本プログラムの利用登録を希望する企業は、当社所定の専用フォームより申請し、初期審査、面談、本審査を経るものとします。
- 2. 利用登録を希望する企業は、本プログラムへの登録に際して本規約の内容をすべて確認し、同意するものとします。
- 3. 第1項に定める審査の結果、当社が承認した場合、本プログラムの利用登録書が発行されます。なお、当社が承認しなかった場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。
- 4. 前項に規定する利用登録書を当社より電子メールにて開発企業に送付した日より「銀行 API パートナー」として本プログラムに登録され、以降は開発企業と認定されます。

### 第6条(利用方法)

- 1. 当社は、利用登録書に記載した利用開始日より第三者への本プログラム利用の公表および当社 Web サイトへの掲出を行うものとします。
- 2. 開発企業は、本プログラムを通じた事業者からの問い合わせや提案依頼などがある場合、 当社を介せずに直接対応するものとします。
- 3. 開発企業は、本プログラムを通じて事業者との折衝に必要となる事業者との秘密保持や 業務受託などの契約は、当社を介せず直接締結するものとします。
- 4. 前2項の事業者に対する対応について、当社は契約締結の媒介は行いません。

### 第7条(商標の利用)

- 1. 開発企業は、当社に対し、無償で、本プログラムの目的の範囲内で利用するための開発企業のロゴデータ、会社概要等の必要な素材を提供し、商標の利用を許諾するものとします。
- 2. 開発企業が当社のロゴデータを使用する際は、当社所定の手続きを実施するものとし、当社の承認なく使用してはならないものとします。

### 第8条 (個人情報の利用)

当社は、本プログラムにおいて取得する個人情報の利用について、当社の「<u>プライバシーポ</u>リシー」および「お客さまの個人情報の利用について」に加えて、本条のとおり定めます。

#### (1) 業務内容

- ① 本プログラムの管理運営
- ② 前号に付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

### (2) 利用目的

- ① 本プログラムの利用登録の受付のため
- ② 本プログラムの利用登録における適合性および妥当性判断のため
- ③ 本規約に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ④ 本プログラムの登録解約や抹消処理、および解約後の事後管理のため
- ⑤ 前各号のほか、本プログラムの管理運営業務を適切かつ円滑に履行するため

### (3) 取得する情報の種類

利用担当者の氏名、電話番号、メールアドレスのほか、勤務先に関する情報を取得します。

### 第9条 (開発企業の義務)

- 1. 開発企業は、自社の責任において、本プログラムの利用し、事業者に対するサービスの 提供について一切の責任を負うものとします。
- 2. 開発企業は、本プログラムの利用、およびそれを通じた事業者へのサービス提供に足りる十分な人員と、コンピューター、ソフトウエア、その他の電子機器、通信回線などの設備品の開発リソース準備について、自社の費用と責任において行うものとし、当該準備を怠ることによる損害等については、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 開発企業は、本プログラムを通じて自社が開発したソフトウエアやサービスについて、 事業者または第三者から苦情・権利主張・訴訟・その他紛争等があった場合は、自らの 費用および責任において対応するものとします。
- 4. 開発企業は、本プログラムを利用するにあたり、コンピューターウイルス等のマルウエア感染の防止対策、第三者に対するハッキング、改ざんまたはその他ネットワークへの不正侵入または情報漏洩等の防止対策、第三者からのサイバー攻撃対策を、自社の費用と責任において講じるものとします。
- 5. 開発企業は、本プログラムの運営、および利用促進の目的において、可能な限り当社と の協同、利用促進活動への協力に努めるものとします。
- 6. 開発企業は、自らが提供するサービスを紹介するにあたり、当社が品質や性能を保証しているかのような表示をしてはならないものとします。

#### 第10条 (秘密情報の取扱)

1. 本規約における秘密情報とは、本プログラムを通じて開示される当社および開発企業

固有の業務上、技術上、販売上の情報を指します。

- 2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
  - ① 当社および開発企業、または事業者が、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第 三者に開示、提供することを合意したもの
  - ② 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者(以下、本条において「受領者」といいます。)の責によらずして公知となったもの
  - ③ 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手 したもの
  - ④ 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
  - ⑤ 開示された秘密情報によらず、独自に受領者が開発したもの
- 3. 当社および開発企業は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本プログラムの利用のために(当社においては、本プログラムの運営、開発等のために)知る必要がある自社の役員および従業員以外に開示・漏洩してはならないものとします。また、当社および開発企業は、相手方から開示を受けた秘密情報を善良な管理者の注意をもって保管・管理すると共に、第三者に譲渡・提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等もさせないものとします。
- 4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社および開発企業は、当社および開発企業、または事業者の秘密情報を当該第三者に開示・提供することができるものとします。
  - ① 法令により第三者への開示を強制された場合 ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法 令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するもの とします
  - ② 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
- 5. 当社および開発企業は、本プログラムを通じて開示された秘密情報を、本プログラムおよびそれに関連するソフトウエアやサービス等に関する議論・検討・開発のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
- 6. 当社および開発企業は、本プログラムを通じて開示された秘密情報を、本プログラムの利用およびソフトウエアやサービス開発等に関する議論・検討・開発のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物(以下、本条において「複製物」といいます。)についても、本条の定めが適用されるものとします。
- 7. 当社および開発企業は、相手方から要求があった場合、または本プログラムの登録解約 や抹消・提供の終了や、その他の事由により本プログラムの利用が終了した場合、遅滞

なく秘密資料(複製物がある場合はこれらを含む)を相手方に返却、または破棄もしく は消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に 定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。

- 8. 当社および開発企業は、相手方の秘密情報を知ることになる自社の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
- 9. 本条の規定は、本プログラムの登録解約や抹消、提供の終了やその他の事由により本プログラムの利用が終了した場合でも、その時点から5年間、有効に存続するものとします。

### 第11条(禁止事項)

開発企業は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 本プログラムの利用権等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡すること
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為
- (3) 他人になりすました利用登録やそれを使用した Web サイトへ遷移させる URL リンク の使用
- (4) 本プログラムの目的ではない、当社およびその他の情報収集を目的とする行為
- (5) 事業者およびその他の開発企業へのスパム行為
- (6) 当社およびその他の開発企業、または事業者や第三者の使用許諾先その他の第三者の 知的財産権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損、プライバシー権、肖像 権その他の権利を侵害すること
- (7) 当社およびその他の開発企業、または事業者や第三者の使用許諾先その他の第三者に 対する詐欺、脅迫、侮辱、その他の迷惑行為
- (8) 当社およびその他の開発企業、または事業者や第三者の使用許諾先その他の第三者に対するチェーンメールやフィッシングメール、その他の迷惑行為
- (9) 当社およびその他の開発企業、または事業者や第三者の使用許諾先その他の第三者が コンピューターウイルスに感染およびそれを助長する恐れがある行為
- (10) 暴力的な内容やわいせつな表現、差別や違法行為およびそれを助長する行為、その他公 序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、当社の信用や名誉を棄損する行為
- (11) 当社の運営する Web サイトの経由などによる、コンピューターウイルスを感染させ、 ハッキング、改ざん、もしくはその他の不正アクセスを行う等、当社のシステム等の安 全性を低下させる行為
- (12) その他、当社から許諾を受けた目的外で利用する行為、および前各号に類する行為

### 第12条(利用の停止等)

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、開発企業に事前に通知すること

なく本プログラムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものと します。

- (1) 当社のシステム、設備、その他必要な機器の保守または工事等を行う必要があるとき
- (2) 天災、火災、その他の非常事態が発生、または発生する恐れがあるとき
- (3) 法律の変更や行政処分等その他のやむを得ない事情の発生により提供が困難であるとき
- (4) 当社 Web サイトの動作が不安定等の理由により保守・点検が必要な場合
- (5) コンピューターウイルス等のマルウエアの感染、第三者によるハッキング、改ざん、 不正侵入、情報漏洩、サイバー攻撃等が発生したとき、またはその恐れがあるとき
- 2. 当社は、本プログラムの提供停止または中断により、開発企業および事業者、または第 三者が被ったいかなる不利益や損害についても、当社は一切の責任を負わないものと します。

## 第13条(利用制限および拒否)

- 1. 当社は、本プログラムの利用登録を希望する企業に以下の事由があると判断した場合、 申請の拒否、利用の制限ができるものとします。
  - ① 他人のなりすましや利用登録を希望する企業と異なるアカウント情報にて申請されたと判断した場合
  - ② 申請情報に誤りがあり、それが修補されないと判断される場合
  - ③ 本来の目的とは異なる虚偽の内容が申請情報に含まれると判断される場合
  - ④ 第8条 (禁止事項) に抵触すると判断される場合
  - ⑤ 本プログラムに関連して事業者との間で紛争が発生した場合
  - ⑥ その他、当社が利用登録は適当でないと判断した場合
- 2. 当社は、開発企業が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、開発企業に対して、本プログラムの全部もしくは一部の利用を制限し、本プログラムの解約を行うことができるものとします。
  - ① 本規約または当社が定める他の約款のいずれかの条項に違反した場合または当社 と締結している他の契約に違反があった場合
  - ② 登録情報または当社に表明した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - ③ 当社所定の認定基準を満たしていないことが登録後に判明した場合
  - ④ 当社からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
  - ⑤ その他、当社が本プログラムの利用が適当でないと判断した場合
- 3. 本プログラムの利用を制限された場合、開発企業は本プログラムの「銀行 API パートナー」を表する内容・制作物等を遅滞なく非公開または廃棄するものとします。

4. 本条に基づき当社が行った行為により開発企業に生じた損害について、当社は一切の 責任を負わないこととします。

### 第14条(当社法人銀行口座等維持の原則)

- 1. 開発企業は、本プログラムの利用期間中においては、当社法人銀行口座および銀行 API 接続契約を維持しなければなりません。
- 2. 開発企業が当社法人銀行口座および銀行 API 接続契約のいずれかまたは両方を解約する場合には、事前に当社へ申し出たうえで、当社所定の本プログラムの利用登録の解約手続を行うものとします。
- 3. 本プログラムの利用期間中に、開発企業の故意または過失に関わらず、いずれかの事由により当社法人銀行口座および銀行 API 接続契約のいずれかまたは両方が解約となった場合は、本プログラムの利用登録も解約となり、またそれによる利用者に生じた損害について、当社は一切の責を負わないものとします。
- 4. 開発企業の当社法人銀行口座および銀行 API 接続契約のいずれかの解約が確認された時点で、本プログラムの利用登録は解約となります。当社からの解約連絡に対して、利用者が 7 銀行営業日以内に応答しない場合は、利用者の再登録はできないものとします。
- 5. 本プログラムの利用登録が解約となった場合、利用者は本プログラムの利用者を表す る内容・制作物等を遅滞なく非公開とし、本プログラムの利用を終了するものとします。

### 第15条(利用登録の解約)

- 1. 開発企業は、当社所定の手続により、本プログラムの利用登録を解約できるものとします。
- 2. 前条に定める事由のほか、以下の事由が発生した場合、当社は本プログラムの利用登録 を取り消し、直ちに解約できるものとします。
  - ① 開発企業が、第13条に違反すると判断される場合
  - ② 当社が本プログラムの提供を終了した場合
- 3. 利用登録を解約した場合、開発企業は本プログラムの「銀行 API パートナー」を表する 内容・制作物等を遅滞なく非公開とし、本プログラムの利用を終了するものとします。

#### 第16条(導入事例および蓄積データ活用)

開発企業は、以下の事項を承諾するものとします。

- (1) 当社サービスのマーケティングを目的に、当社 Web サイトやパンフレットおよびセミナーなどの資料において、開発企業の本プログラムの利用状況や内容などの実例情報を、特定の個人・法人を識別できないように加工して利用するもの
- (2) 本プログラムの運用・改善・関連サービスの企画、統計データの作成、マーケティング

資料に必要な範囲で、開発企業から取得したデータを、特定の個人・法人を識別できないように加工して利用するもの

### 第17条(問い合せ方法)

- 1. 開発企業は、電子メールおよび当社 Web サイトに掲載する問い合わせ先に連絡することにより、当社に対して、本プログラムの利用に関して問い合わせすることができます。
- 2. 前項の問い合わせに関する回答は、電子メールのほか当社所定の方法により行うこととします。
- 3. 前 2 項の問い合わせ内容および回答結果については、本プログラムの品質向上のため に重要であると判断した場合、問い合わせを行った個人・法人が特定できないようにしたうえで、当社 Web サイトに掲載することがあります。

### 第18条(損害賠償)

開発企業が本プログラムを利用するにあたり、本規約または関係法令諸規則に違反することにより、または開発企業の故意または過失により当社に損害を与えたときは、開発企業は当社に対して、その損害を賠償することとします。

### 第19条(免責)

- 1. 当社は開発企業に対して、本プログラムの利用による案件の獲得やその個別契約、またその内容や履行について何ら保証するものではなく、またその成果物や契約不適合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 当社は、本プログラムの利用に起因して開発企業と第三者との間に生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。
- 3. 当社は、本プログラムの利用に起因して開発企業に生じたあらゆる損害について一切の 責任を負いません。ただし、当社の重過失による債務不履行または不法行為による場合 を除きます。

### 第20条(反社会勢力の排除)

- 1. 当社および開発企業は、自己またはその取引先およびそのグループ会社(本条において 「開発企業等」といいます。)が、現在、以下の各号のいずれにも該当していないこと を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業

- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (7) その他前各号に準ずる者(以下、前1号から本7号に該当する者をあわせて「暴力団員等|といいます)
- (8) 以下のいずれかに該当する者
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 開発企業等は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を 行わないことを確約するものとします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前記①から④に準ずる行為
- 3. 利用者は、利用者等が前2項に規定する事項のいずれかに該当した場合、直ちに当社に その事実を報告すると共に、本プログラムによる認定の取消等の適切な措置を講じる ものとします。また、当該事実が判明した場合、当社は当該利用者の本プログラムの利 用を、直ちに停止することができるものとします。

#### 第21条(本規約の変更)

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化、その他合理的な理由により、本規約の変更をする必要性が生じた場合には、本規約の内容を民法、その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合は、変更日および変更内容を当社 Web サイトまたは本プログラム専用ページ上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

### 第22条(準拠法および裁判管轄)

本規約の準拠法は、日本法とします。本プログラムの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(2023年3月22日現在)